

多目的ホール 照明ガイドライン

2017年9月22日

<照明設備>

多目的ホール内の以下の設備を照明設備とし、多目的ホール総務部照明班の管轄とする。

- ・ 照明用機材（照明機材表参照）
- ・ 1G、2Gにおける照明用設備（電源、バトン等）
- ・ 3G全体
- ・ 調光室における照明用設備
- ・ 多目的ホールの倉庫における照明機材用スペース
- ・ 水銀灯、蛍光灯等、多目的ホール内部の常設照明

<照明講習会>

多目的ホール総務部主催で、年1回（5月前後）「多目的ホール照明講習会」を開催する。多目的ホールで照明を扱う者を対象とし、安全に照明作業を行う上での最低限の知識を得ることを目的とする。ホール内照明作業に携わるには、講習会への参加が原則として必須である。照明講習会に参加していない団体が照明作業に従事することは原則禁止のため注意すること。

また、同時に「多目的ホール照明責任者講習会」を開催する。照明責任者として必要な事項について、責任者になる可能性のある者を対象として説明する。照明責任者及び代理責任者になる者は責任者講習会への参加が必須である。代理責任者資格を持つには更に、照明責任者としてのホール利用経験が一回以上なければならない。加えて、照明責任者としての初めてのホール利用の際には、代理責任者が多目的ホールに常駐し団体内部での引き継ぎをしっかりと行うこと。

照明使用時にはガイドラインだけでなく必ず照明講習会資料をあわせて参照すること。

<照明責任者について>

多目的ホール照明設備を使用する際には、照明責任者が必要である。照明責任者または代理責任者は、多目的ホール使用期間中は常駐する必要がある。多目的ホール総務部が要求する条件を満たす者のみ、照明責任者として承認する。照明責任者の代理人たる代理責任者に関しても同様。責任能力の判断基準は下記の通りである。

- ・ 責任者講習会に出席していること
- ・ 照明設備、機材について十分な知識があること
- ・ 適切な照明設計を行うことができること
- ・ 作業時の安全策について十分な知識があること
- ・ 作業に関して十分な経験があり、作業全体を管理監督できること
- ・ 多目的ホールにおいて過去に十分な経験を積んでいること
- ・ 旧責任者の補佐の下で、過去に一度以上照明責任者を経験していること

以下の条件は、新規登録団体以外の全ての多目的ホール利用団体に適用される。

【照明責任者の条件】

- ① 照明講習会・照明責任者講習会の両方に参加していること。（一年毎に資格は更新されるため、去年度の講習会を受けていても条件を満たすとは認められない）
- ② 初めて照明責任者となる場合、照明責任者を務めた経験がある者を代理責任者につけること。

【照明代理責任者の条件】

- ① 照明講習会・照明責任者講習会の両方に参加していること。（一年毎に資格は更新されるため、去年度の講習会を受けていても条件を満たすとは認められない）
- ② 過去に照明責任者を務めた経験を持つこと。

<多目的ホール利用・照明作業のガイドライン>

I. 多目的ホール全般

- ・ ホール内部（1G、2G、3G、倉庫、調光室）は飲食禁止。飲食物の持ち込みも禁止。
- ・ ホール内部（上記と同様）への水気を含む物及び液体状の物、火気の持ち込みは禁止。加えて調光室では粉末の持ち込み（消しゴム等、粉の出るものの使用）禁止。
- ・ ホール全体（建物内部全体）は全面禁煙・禁酒。
- ・ 2G、3Gには特殊な設備があるため、必要のない限りは立ち入らない。
- ・ ホール内の設備、機材には、養生テープ以外のテープは使用禁止。（詳細は舞台ガイドライン参照）
- ・ ホール内部の黒色の壁には触らない、物を立てかけない（脆く、はがれやすいため）。
- ・ 照明を消灯する場合、ホール内部全体に声をかけ、安全を確認してから消灯する（完全に真っ暗になり非常に危険）。3Gの蛍光灯を消す際なども同様。
- ・ 使い方の分からない物品には触らない。
- ・ 多目的ホール利用時は必ず責任者もしくは代理責任者がホールに常駐する。

II. 照明作業に関する注意事項

- ・ 頭上で作業している下には絶対に入らない。
- ・ 人がいる上では絶対に作業しない。
- ・ 使い方の解らない物には触らない。
- ・ 責任者の指示を聞いたうえで、周囲をよく見て行動する。
- ・ 灯体のワイヤーを必ずかける。
- ・ 3Gでの照明作業の際は、必ず安全帯を着用する。
- ・ 照明を消灯する場合、ホール内部全体に声をかけ、安全を確認してから消灯する（完全に真っ暗になり非常に危険）。3Fの蛍光灯を消す際なども同様。
- ・ 高所（3G、脚立など）に行く場合、ポケットの中身は全て出し、アクセサリ等も外す（落下防止のため）。
 - 眼鏡の落下にも注意。
- ・ 全体に確認を取ったうえで作業を開始する。
- ・ 空中で物を受け渡さない。
- ・ 人の後ろを通る際、物を受け渡す際などは、必ず双方が声に出して確認しあう。
- ・ 電源ボックス、コード、コネクタは踏まない。
- ・ 手摺、バトンには体重を乗せない。
- ・ キャットウォークやギャラリーの淵など、落下しやすい場所に物を置かない。

<定格>

- ・ 総主幹：単相三線350A
- ・ 回路：1回路30A
- ・ コンセント：ミニCコネクタ20A/Cコネクタ30A
- ・ 操作卓：プリティナB型（丸茂電機）

<禁止事項>

- ・ 配電盤（調光室内）の開閉及び操作。

- ・ 調光室での消しゴム等、粉の出るものの使用。
- ・ 機材、設備への養生テープ（舞台ガイドラインに準ずる）以外のテープ使用。
- ・ 電球のガラス面、灯体レンズへの素肌での接触（手袋等着用のこと）。
- ・ 灯体の天地逆転使用。
- ・ CSQの曲吊り、ロングハンガーでの使用。
- ・ スモークマシンの使用。
- ・ 安全装置（チェーン等）の無い状態での使用。高所でのスタンド、平置きも同様。
- ・ 異常のある灯体、機材の使用。
- ・ 安全帯無着用での3G照明作業。
- ・ 非常灯、排煙口、火災報知機など、非常・安全装置の改変。

<許可を必要とする事項>

- ・ 持込機材の使用（灯体、特殊効果機材等）。
- ・ 調光卓、調光器の持込。
- ・ パイプ拡張等、常設設備の改変。
- ・ FQのバンドアの取り外し等、灯体の改変。
- ・ 演出上の3Gからの落下物の使用（紙吹雪等）。
- ・ 設置に専門知識を必要とする備品の使用（ロングハンガー、アイリスシャッター等）。
- ・ S=Fでのカラーフィルター並びにフィルタケース使用

<機材の異常・破損等>

使用期間中に機材の破損・紛失等及び異常を発見した場合は即座に総務部（別紙連絡先参照）に連絡する。使用方法に問題が無かった場合は総務部での協議によって修理・補充、使用団体に過失があった場合は原則として弁償を求める。万一報告せずに放置した場合、弁償に加えて使用上のペナルティを課す場合がある。異常が生じた機材は十分な知識のない場合修理しようとせず、異常を明示して元あった場所に保管する（コード類に関しては倉庫内所定の場所へ）。

断球が発生した場合、知識があれば屋内倉庫の予備球を使用して復旧してよい。方法がわからない場合は断球を明示して保管し、他の灯体を使用するか、総務部に連絡する。

<退出>

- ・ 退出時は現状復帰が基本。破損・異常品以外はもとの状態でもとあった位置へ戻す。
- ・ 2G、3G、階段室、調光室は丁寧に掃除をする。
- ・ 非常灯は点灯の状態にしておく。
- ・ 照明責任者は機材をチェックして照明機材管理表（調光室長机下のファイル）に正確に記入し、配電盤に貼っておく。
- ・ 異常のある灯体、機材を発見した場合は、調光ノートとカウント表に記載の上、退出チェック時に報告する。
- ・ 退出時に総務部の立会いを受ける。

多目的ホール総務部

照明班